

令和4年度安定就労に向けた人材育成業務委託に係る 企画提案募集要領

この要領は、令和4年度安定就労に向けた人材育成業務に係る業務受託候補者を選定するための企画提案の募集に関して、必要な事項を定める。

1 募集事項

(1) 案件名

令和4年度安定就労に向けた人材育成業務

(2) 目的

本県では「ものづくり産業※振興に関する県民条例」に基づき、当該産業の振興に関する施策を総合的に推進し、当該分野で活躍する人材の育成及び定着を図っている。

一方、本県の雇用者に占める雇用形態別割合は、平成29年では非正規就業者の割合が36.5%であり、昭和62年の18.3%から30年間で約18ポイント増加している。

こうしたことから、本業務では、安定雇用に転換するために必要なセミナー、企業実習や職業訓練等を通じ、現在職に就いていない方や不安定な就労形態にある非正規社員等を、ものづくり産業分野での安定的な就労（質の高い雇用）につなげる取組を行うものである。

※ここでの「ものづくり産業」とは、次のいずれかに該当する業種をいう。

- ・ 食料品製造業、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業等の製造業
- ・ 機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業が属する業種

(3) 業務内容

令和4年度安定就労に向けた人材育成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 委託費（委託上限額）

3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、発注者がこの金額で契約することを確約するものではない。

(6) その他

本業務の実施に関しては、業務受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、業務受託候補者の選定後、県と業務受託候補者で協議の上、決定するものとする。また、実際の業務内容や進め方についても、必要に応じて随時県と協議して決定する。

2 応募資格

次のすべての条件を満たす者のみ、応募することができる。

- (1) 宮城県内に活動拠点（本社又は主たる事務所等）を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の4（一般競争入札の参加者の

資格) 各号に該当する者でないこと。

- (3) この業務の応募開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。
- (6) 上記(1)から(5)を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が(1)から(5)を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行なうため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係性においては再委託に該当）により業務を行なうこと。この場合において、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は、代表者の責任において行うものとする。

3 スケジュール

令和4年	5月25日（水）	企画提案募集及び質問受付開始
令和4年	5月27日（金）午後5時	質問受付締切
令和4年	5月31日（火）	質問回答（産業人材対策課ホームページにて公開）
令和4年	6月9日（木）午後5時	企画提案受付終了（必着）
令和4年	6月13日（月）	プレゼンテーション審査（午前を予定）
令和4年	6月下旬	審査結果発送予定
令和4年	6月下旬	契約締結予定

4 応募手続

(1) 応募方法

提出書類を、11に示す提出先へ持参又は郵送すること（提出期限内必着）。

(2) 提出書類及び提出部数

イ 企画提案参加申込書（様式第1号） 1部

同一の応募事業者が2件以上の提案を行なった場合は、9(4)により失格となるので注意すること。

ロ 企画提案書（任意様式。5の記載に留意の上作成すること。） 10部

ハ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第2号） 1部

ニ 概算見積書（任意様式。項目別積算内訳の概要を示すこと。） 1部

ホ 前年度の決算報告書及び事業報告書（任意様式） 1部

(3) 提出期限

令和4年6月9日（木）午後5時（必着）

5 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の様式

イ 規格はA4判とする。

ロ 表紙を付け、表紙には応募事業者の名称を記載すること。

ハ 各ページに通し番号を付すること。

ニ 片面印刷で20ページ以内とすること。なお、表紙及び目次はページ数に含まない。

(2) 企画提案事項

企画提案書は、仕様書に掲げる業務内容を踏まえ、おおむね下記の事項について記載するほか、本業務の適切な遂行に向けたアピールポイントを明記するよう努めること。

イ 取組の基本方針等

基本理念，現状把握，課題分析，必要性，期待される効果等

ロ 取組の実施計画

取組の具体的な内容及び取組に対する成果指標

ハ 取組の効果向上のための創意・工夫

受講者の募集に関する周知の方法等

参考となる具体的なセミナーの概要等

ニ 実施体制及び工程等

実施体制，連携・協力体制，人員配置，スケジュール及び過去の経験・実績等

ホ その他、独自の提案

6 質問受付及び回答

本業務に関する質問については、次により質問書（様式第3号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年5月27日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールによるものとし、それ以外の手段については受付しない。

電子メールアドレス sanzinp@pref.miyagi.lg.jp

(3) 回答

提出期限までに到着した質問書に対する回答を、令和4年5月31日（火）までに産業人材対策課ホームページにおいて公開する。（質問者の氏名・名称等は公表しない。）ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

7 評価・選定方法

(1) 業務受託候補者の選定

応募のあった企画提案書を、「令和4年度安定就労に向けた人材育成業務」企画提案に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、各委員が付けた順位点の総計が最上位の応募事業者1者を、業務受託候補者として選定する。ただし、評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に達しない場合は、業務受託候補者を選定せず、再度スケジュールを設定の上、募集手続きを行うものとする。また、評価の結果、各委員の順位点の総計が同点の応募事業者が複数いる場合は、委員間の協議により業務受託候補者を選定する。

なお、応募事業者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類による第一次審査を実施し、上位3者を選定する。

(2) 評価基準及び配点

評価基準（別表）による。

- (3) 応募事業者が3者を超えた場合の第一次審査及び結果通知
本業務に企画提案しようとする応募事業者が3者を超えた場合は、企画提案書の第一次審査を行う。
- イ 第一次審査の実施日
令和4年6月10日（金）を予定
 - ロ 第一次審査の実施方法
書面審査とし、選定委員会が評価項目及び配点表に基づいて審査を行い、順位点の総計により上位3者を選定する。
 - ハ 第一次審査の結果通知
審査終了後、速やかにすべての応募事業者に連絡をする。
- (4) 応募事業者のプレゼンテーションの実施
応募事業者は、事前に提出した企画提案書について、選定委員会に対するプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは応募事業者ごとに行い、総合的に評価する。
- イ プレゼンテーション実施日
令和4年6月13日（月）午前とする（詳細については、応募事業者に電話にて連絡をする。）
 - ロ 実施会場
別途応募事業者に通知する。
 - ハ 実施方法
 - (イ) 出席者は、1応募事業者につき2名以内とする。
 - (ロ) 1応募事業者当たりの持ち時間は30分以内（説明20分、質疑応答10分）とし、発注者が指示した時間で順次、個別に行うものとする。
 - (ハ) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に基づいて行うこととし、プロジェクト及びパソコン等の外部機器の持込み並びに当日の追加資料の配布、資料の差し替え等は認めない。
- ニ 審査結果の通知
企画提案書及びプレゼンテーションにより、あらかじめ定めた評価基準に基づいて各選定委員が審査を行い、選定委員が採点した順位点の総計が最上位の応募事業者1者を選定し、選定された応募事業者には決定通知を、落選した応募事業者には落選通知を書面にて通知する。
なお、審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じない。また、審査結果に対するいかなる異議申立ても受付けないものとする。
- (5) 業務受託候補者の選定取消等
次のいずれかに該当する場合、業務受託候補者の選定を取り消し、評価点数の合計が次点の者を業務受託候補者とする。
- イ 業務受託候補者が契約を辞退した場合
 - ロ 8により委託契約を締結するまでの間に、業務受託候補者が応募時において2の応募資格を有していなかったことが判明した場合
 - ハ 8(2)の仕様内容に係る県と業務受託候補者の協議が調わなかった場合

8 委託契約の締結について

(1) 業務受託候補者の決定

原則として、選定委員会で選定された応募事業者を業務受託候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行なうため、業務受託候補者と別途見積合わせを実施し、予定価格の範囲内において契約を締結するものとする。ただし、7(5)イにより業務受託候補者が契約を辞退した場合は、次点の評価を受けた応募事業者を業務受託候補者として見積合わせを実施し、予定価格の範囲内において契約を締結するものとする。

(2) その他

契約時における仕様書は、県と業務受託候補者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行なうことがある。

9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 直接、間接を問わず応募事業者が故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (3) 本要領に従っていない場合
- (4) 2件以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 7(4)のプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) その他応募事業者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

10 その他留意事項

- (1) 応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 応募を取り下げの場合は、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。
- (5) 取下願提出後の再応募は認めない。また、取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。
- (6) 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求められることがある。

11 問い合わせ先及び書類提出先

宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班

住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2764

メールアドレス：sanzinp@pref.miyagi.lg.jp